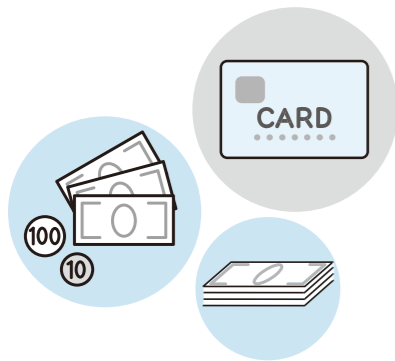


契約は、よく「考えて」から



4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。今まで未成年として保護されていた18歳、19歳は、保護者の同意なくローン・クレジット契約などを結ぶことができ、高額な商品の購入も自分で契約することができます。その反面、悪質商法や詐欺的な勧誘のターゲットとなりやすいので「騙されない消費者」になるため、まず契約に関する知識を身につけましょう。

そもそも契約ってなに？

コンビニでおにぎり1個買うのも契約です。私たちは、日常生活の中さまざまな契約をしています。契約は「これください」といった「申し込み」に対して、相手が「はい」と「承諾」したらお互いの意思が合致したことになり契約が成立します。契約が一旦成立すると、そこに法的拘束力が生じるので、一方的に取り消すことができなくなります。

契約は口約束でも成立するの？

契約は口約束でも成立します。契約書面を交わしていないからといって一方的に取り消すことはできません。トラブルを防ぐため、契約内容を書面に残したり、注文画面や確認画面を保存したりして、後日確認できるようにしておきましょう。

クーリング・オフはどんなときに使えるの？

契約が成立しても考え直す一定の期間が設けられ、その期間内であれば契約を解除することができる制度をクーリング・オフといいます。これは、訪問販売や電話勧誘、マルチ商法など、特定の取引形態などが対象となります。書面を受け取ってから8日間や20日間など販売形態によって期間が決められていますが、3,000円未満の商品や自動車などはクーリング・オフできません。

⚠️ 若い人に実際に起きたトラブル

インターネット通販で「お試し100円」の脱毛クリームを購入。しかし、後日再び商品が届いたので「2回目は注文していない」と業者に連絡したところ「3回目までの定期購入が条件になっている」と言われ、解約できなかった。注文画面を確認すると、小さい文字でそのように表記されていた。



アドバイス
インターネット通販は、特定商取引法に基づく記載や購入条件、返品、返金の記載どおりの契約になりますので、表記を必ず確認してから判断しましょう。



問い合わせ先 生活安全課（消費生活センター） ☎22-8115

ジェンダーバイアスについて考えよう

ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性別、いわゆる「男らしさ」「女らしさ」のことです。ジェンダーバイアスとは、男女の役割分担に対する固定観念や性差に関する偏見のことです。「性別で役割を考えたこと」や「性別で決めつけてしまったこと」などはありませんか？



性別による役割意識

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計上位5項目

男性	順位	女性
女性には女性らしい感性があるものだ (51.6%)	1位	女性には女性らしい感性があるものだ (47.7%)
男性は仕事をして家計を支えるべきだ (50.3%)	2位	男性は仕事をして家計を支えるべきだ (47.1%)
デートや食事のお金は男性が負担すべきだ (37.3%)	3位	女性は感情的になりやすい (36.6%)
女性は感情的になりやすい (35.6%)	4位	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない (30.7%)
育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない (31.8%)	5位	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ (23.8%)

令和3年度内閣府調査より（全国男女20～60代 10,330人）

無意識の思い込みや偏見からの言動

過去の経験や情報、知識から、悪気なく言ったり考えたりしていませんか。頭ごなしに決めつけず、相手と話をし、相手を尊重する気持ちが大切です。



「普通こうだ」= 価値観の決めつけ
 「どうせムリ」= 能力の決めつけ
 「こうに決まっている」= 解釈の押しつけ
 「こうでないとダメだ」= 理想の押しつけ

ジェンダーバイアスを受けた経験

内閣府調査では「直接言われた経験」よりも「言動や態度から感じた経験」の方が多く、女性の方が受けた経験があると回答した割合が高くなっています。テレビや雑誌、インターネットなどのメディアの影響も大きく、よく見聞きするのは「女性は感情的になりやすい」「女性は論理的に考えられない」でした。

下記のような発言で子どもの自由や可能性を狭くしていませんか？
 「男の子のランドセルは黒や青がいい」
 「男の子は泣くな、しっかりしろ」
 「女の子は家事ができないと」
 「女の子には理系は難しい」



ジェンダーバイアスとのつきあい方

みんなが「**知って、気づいて、意識して行動する**」ことによってジェンダーバイアスを小さくしていくことができます。自分らしさ、その人らしさを大事にし、可能性を広げていきましょう。

問い合わせ先 市民協働課 ☎23-5411